

## **取組 13 持続可能な財政基盤を確立します**

区の予算は年々増加しており、区の平成28年度予算は約2,600億円です。うち、福祉・医療・教育に関する経費が約65%を占めており、その割合は増え続けています。

今後、老朽化した区立施設の更新が集中する時期が迫っています。他方で、税制改正により区の収入（特別区財政調整交付金）が大きく減少する見込みです。このままでは基金（貯金）の取崩しによる補てんが続き、いずれ基金が底をついてしまうことが危惧されます。

このような状況のなかで、事業の見直しや経費の効率化など工夫をしなければ、いずれ財政運営が行き詰まってしまいます。

将来にわたって持続可能な財政運営を行い、次世代にツケを回さないためにも、強固な財政基盤の確立に向けて取り組んでいきます。

### **① 区の財政状況を区民の皆さんに分かりやすく伝えます**

区民の皆さんに区財政の現状を知っていただき、未来に向けてともに考えていただくための資料を作成、公表します。

資料には予算規模や歳出予算の目的別割合といった基本的な情報のほか、今後の財政フレームの見通し、事業別のコスト（費用）と受益者負担割合など議論の端緒となるデータを用意します。

### **② 施策や事務事業を不断に見直し、サービスを向上します**

施策や事務事業を不断に見直し、必要性や効果の薄くなった事業は縮小・廃止し、より効果的・効率的な手法に転換する、新しいニーズに応える施策を立案するなど、メリハリをつけてサービス向上につなげていきます。ビジョン・アクションプラン、区政改革計画の進捗状況を点検・評価し、継続的に改善しながら目標の達成を目指します。

### **③ 補助金の必要性などを定期的に検証します**

区は、区民・事業者等に対して様々な補助金を交付しています。補助金の交付には公益上の必要性や事業効果を高めることが求められますが、これらは社会状況とともに変化するため、定期的に見直すことが必要です。このため、3年ごとに見直しを実施してきました。

次回の見直しは平成29年度に行う予定ですが、早期に見直す必要のある事業については、平成28年度に見直しを行います。

また、補助金だけでなく委託料についての見直しも進めていきます。

#### ④ 目標額を定めて基金を積立てます

基金（貯金）は、年度間の財政調整や、区立施設の改修・改築など特定の目的のために、あらかじめ積み立てておき、必要になった時に取り崩して使うものです。

今後、増大が見込まれる財政負担に対応するだけでなく、景気が悪化した際にも持続可能な財政運営を続けるには、財政調整基金などの残高を十分に確保しておく必要があります。

そのため、基金積立の目標額を定め、残高の確保に努めていきます。

#### ⑤ 都市インフラの整備や施設の改修・改築は、起債を活用して着実に進めます

起債は、「赤字のための借金」と思われがちですが、23区は赤字の穴埋めには使えません。起債の用途はインフラ整備などに限定されており、世代間の負担を公平化する機能を持っています。

都市インフラの整備や施設の改修・改築など、その施設が将来の世代にわたって長く使われる事業については、後年度負担に十分留意しながら起債を活用して着実に進めます。

#### ⑥ 自主財源確保に積極的に取り組みます

区の刊行物や、区立施設の壁面をはじめ、区有資産を活用した有料広告を拡充します。

庁舎等の空き床については、区民サービス向上の観点から有効活用を図ります。自動販売機の設置等にあたっては、より多くの収入が見込める貸し付けへの移行を進めます。また、区立施設の駐車場や、未利用地の活用策として、民間事業者によるコインパーキング化を検討します。

ふるさと納税のほかインターネットを活用したクラウドファンディングなど、新たな仕組みが出てきています。コンセプトの明確化と区内資源の活用を図りながら、練馬区の魅力を全国的に発信し、区内外を問わず、多くの方々に寄付をしていただけるよう環境を整備します。

引き続き、住民税や国民健康保険料などの納付の利便性を向上するとともに、収入未済金の徴収強化など収納対策に取り組みます。

#### ⑦ 国・東京都に対し、税財政制度の見直しを求めています

練馬区を含む23特別区の区域では、本来市町村税である固定資産税・法人住民税・特別土地保有税を東京都が賦課徴収し、都区の事務分担や各区の需要に応じて分配する都区財政調整制度が適用されています。同制度に基づく特別区財政調整交付金は練馬区の収入の約3割を占めており、最も基幹的な財源となっています。

現在、都と23区の財源配分割合は45：55となっていますが、都区の大都市事務の役割分担に応じた財源配分のあり方について、23区一体となって

検討を進め、都に見直しを求めています。

また、都市と地方の間に生じている税源偏在を理由に、地方税である法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とする見直しが強行されました。地方税の根本原則を歪める不合理な税制改正は、明らかに地方自治の本旨に反するものです。このため23区並びに東京都等と一丸となり、地方自治体の必要財源は地方税の拡充によって確保すべきとの主張を続けていきます。